OCEAN'S ドッジボールクラブ規約

第1条(クラブの目的)

「挨拶・思いやり・向上心」という三つの指導方針のもと、ドッジボール技術の向上を基本に掲げ、 挨拶をすること、仲間を大切にすることができる小学生を育成することを目的とする。 そしてこの活動を通じて地域コミュニケーションの活性化に大きくつなげていくことを目的とする。

第2条(名称)

本クラブの名称を以下のとおりとする。

OCEAN'S DODGEBALL CLUB

第3条(事務局所在地)

本クラブは主たる事務局をマネージャー宅とする。

第4条(運営)

- ① 本クラブは部費を徴収して運営にあたる。但し、部費不足により運営が困難な場合は、追加で徴収する可能性がある。
- ② 部費は入部した当月から発生するものとする。(体験中は発生しない)
- ③ ユニホーム、膝あてなどの費用は個人負担とする。
- ④ 試合、遠征時の送迎に関しては、保護者等への無理な協力の要請は原則無しとする。移動中の 交通事故等については、当該車両の自動車保険等で対応するもとし、当チームは一切その責任 を負わない。

第5条(会計)

- ① 本チームの会計年度は4月1日に始まり3月中に締める。
- ② 会計最終年度に余剰金があるときは、次年度に繰り越すものとする。

第6条(保険及び規則)

- ① 本クラブは、スポーツ安全保険の加入を義務とする。
- ② スポーツ保険の加入は本クラブで行い、保険料は自己負担とする。

- ③ 本チーム体験練習時、及び本クラブの活動外で起きた過失事故においては補償対象にならない。同時に本チーム及び、監督、コーチに損害賠償請求を行うことはできない。
- ④ 試合中、練習中及び練習場所、試合場所移動時の怪我や事故について、本クラブ 及び、監督、コーチ、その他関係者に損害賠償請求を行うことはできない。
- ⑤ 本クラブの、監督、コーチ、審判部員のスポーツ保険料は、第4条①より支払うものとする。
- ⑥ 保護者はチームの運営方針や監督、コーチの指導方針及び選手の技術指導等について関与してはならない。
- ⑦ 本クラブ規約は、必要に応じて代表の許可をもって変更又は補足することができる。

第7条(個人情報の取り扱い)

- ① 第7条にいう個人情報とは、本クラブ員(代表以下全てのクラブ参加者)の氏名、性別、生年月日、 住所、電話番号、電子メールアドレス、その他固有の情報とする。
- ② 本クラブ入部時、個人情報の提出を義務とする。
- ③ 本クラブの連絡を図るため保護者に電話番号は開示するものとする。
- ④ 本クラブに提出された個人情報は、本クラブ内の必要最低限の人員により管理できることとする。
- ⑤ 本クラブのホームページ、その他掲示板等で活動告知をする際の画像と選手氏名は、掲載を認めるものとする。ただし、保護者の申し入れがあれば、掲載しない。それ以外の個人情報については、本クラブ員及びその保護者の承諾なく開示・公表してはならない。

第8条(会費)

会費を月間2,500円とし、原則これを財源に運営費用として充てるものとする。

第9条 (規約改正)

この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則

- 1.本クラブ規約は、入部届を提出した時点で保護者の承認を得たこととする。
- 2.この規約は2022年11月1日から適用する。
- 3.2025年7月1日 第8条月間会費を2,000円から2,500円へ変更。